沖縄科学技術大学院大学に関する関係閣僚申合せ(要旨) (平成 20 年 12 月 19 日)

※ 関係閣僚: 内閣官房長官、沖縄担当大臣、科学技術政策担当大臣、 財務大臣、文部科学大臣

(目的)

○ 沖縄において、世界最高水準の教育研究を行うことにより、 科学技術に関する<u>国際的な拠点の形成</u>を図り、もって世界の科 学技術の発展に寄与するとともに、沖縄の自立的発展に資する。

(大学院大学の設置主体)

- 〇 世界の英知の結集を図るとともに、自主性と柔軟性を確保する ため、設置主体は<u>学校法人</u>とした上で、所要の特例を設ける。
- 〇 理事会はノーベル賞受賞者の科学者等を中心に構成し、最終的 な意思決定機関として、学長の選任等の重要事項の決定を行う。

(国による財政支援等)

- 〇 国による<u>財政支援の制度を設け</u>、内閣府において所要の予算 措置を講じる。
- 基本的支援に加え、一定期間は教育研究水準の向上等を図るための支援を行うこととし、そのあり方は、適切な時期に検証し、 見直し等を行う。
- 業務運営について、<u>透明性</u>を確保し、国民に対する<u>説明責任</u>を 果たす。

(開学に向けた取組)

- 通常国会への法案提出を期する。
- 〇 平成 21 年度の<u>新キャンパスの一部供用開始</u>を受け、学生受入れ を拡大する。
- 平成 24 年度までの開学を目指す。